



Title	紛争経験とともに生きる元反政府軍兵士：ウガンダ北部紛争における誘拐と従軍について
Author(s)	川口, 博子
Citation	スワヒリ&アフリカ研究. 2018, 29, p. 64-77
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/69816
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

紛争経験とともに生きる元反政府軍兵士

— ウガンダ北部紛争における誘拐と従軍について —

川口 博子

0. はじめに

ウガンダ共和国北部では、1986年から約20年にわたって政府軍と反政府軍である「神の抵抗軍」(Lord's Resistance Army: 以下、LRA)による武力紛争が続いた。この紛争では、地域住民に対する暴力が日常的に行き渡り、LRAは地域住民を誘拐して兵士として戦闘に加わることを強制した。国際社会は、特に子ども兵士の存在を憂慮するべき問題として扱い¹、実際にその数は2万5,000人にのぼるという報告もある(CSUCS 2008)。

子ども兵士とは、18歳未満で軍隊あるいは武装勢力に参加する人びとを指し、戦闘のほか運搬、スパイ、雑用に従事する者や性的搾取や強制結婚の対象になる女子も含まれる。国際社会は、18歳未満の人びとの軍隊への徴募および敵対行為への参加を禁止すると同時に、子ども兵士の武装解除と再統合を重要な課題としている²。帰還後の元子ども兵士に対するまなざしは、彼らを大人によって搾取された脆弱な存在として哀れみながらも、社会を不安定化させる危険な存在として危惧している³。つまり元子ども兵士は国際社会や国家にとって、保護と管理の対象として扱われてきた。

一方で、ウガンダ北部紛争における誘拐者の比率では18歳以上の大人が18歳未満の子どもを上回っているという報告があり、子ども兵士を誇張して問題化することは、彼らの再統合を促そうとする動きと関連しているという指摘もある(Allen & Schomerus 2006)。つまり元LRA兵士の再統合という問題において、元兵士を子ども兵士であると位置づけることは、彼らを「被害者である加害者」として再表示する試みでもあった。

¹ 2002年、ユニセフ事務局長は「LRAによる子どもの誘拐は、数年にわたって長引く容認し得ない事態である」とした声明を出した(UNICEF 2002)。

² 国際連合では1989年に「児童の権利に関する条約」が採択され、15歳未満の児童の軍隊への採用が禁止された。また1998年に採択された「国際裁判所規定」では、18歳未満の児童の自軍隊への徴募及び敵対行為への直接的参加のための利用を戦争犯罪として規定した。

³ たとえば市川(2009: 124)は、戦後の子どもについて「残虐行為を目の当たりにした子どもたちは、戦争が終わったとしても、暴力の経験から自由になれるわけではない。暴力が日常となっている社会で成長した子どもは、粗暴で反社会的な行動をとる傾向がある」としている。

しかしながら、被害者と加害者というラベルを採用した見方は、双方が頻繁に入れ替わる紛争を経験した社会において意味をなさないという指摘がある（栗本 2011）。さらにウガンダ北部における研究では、「無垢な子ども兵士」というステレオタイプが、元兵士たちを救いのない子どもとみなすことで彼らから主体性をはく奪し、彼ら自身が生活を形づくる潜在力を無視していると指摘されている（Mergelsberg 2010）。これまで、外部者の見方と紛争を経験した当事者たちの社会関係や生活のあり方には、少なからぬ齟齬が生まれる可能性が提示されてきた。人類学者の小田と福武（2015: iii）は、「外部者が「客観的」な測定や学問的な理論などを後ろ盾に、「専門家」として当事者に対する権限をもつことがある。この転倒の中で当事者の声が聞かれなくなることが起こる」と指摘している。

本論では、この知見にもとづいて、紛争から平和への移行期にある社会において、従軍経験をもつひとりの若者 X が、過去をいかに捉え現在をいかに生きているのかを、彼の主体的な認識と実践のあり方に注目して描くことを試みる。わたしは、2008 年から 2017 年まで継続的に、ウガンダ北部において村の一般家庭に住み込んだフィールド調査を実施してきた。本論では、おもに参与観察や聞き取り調査を中心にしたデータをもちいるが、X に関する事例では、わたしと彼が共有する日常生活の場で発された語りのデータをもちいる。わたしは 2009 年に、まだ少年のあどけなさが残る X と出会った。わたしが彼に自己紹介をすると、彼は自分が子どものころに誘拐されて従軍していたことを話した。このとき、わたしは彼の経験について深く尋ねることが憚られるように感じた。そのあと、わたしは彼が地域社会のなかでふつうの社会関係を築きふつうの日常生活を送っている様子をまのあたりにしてきた。本論を執筆するきっかけは、2015 年に 10 か月の長期調査で、わたしが彼に調査助手を依頼して滞在期間の大半を彼とともに過ごしたときに、彼がわたしに従軍経験を語り始めたことである。

本論では、元兵士をとりまく国家と国際社会の対応を概説したあと、地域社会で共有されている誘拐と従軍の経験を記述し、X が従軍経験とともに紛争後社会を生きるさまを描く。

1. ウガンダ北部紛争と元 LRA 兵士の再統合と和解

本節では、まずウガンダ北部紛争の歴史的経緯を記述する。そして国家と国際組織による再統合の実践について概要を述べる。国家と国際社会の実践はそれぞれ異なってい

るが、末端の元 LRA 兵士に対して彼らを「誘拐された子ども」、すなわち「被害者」として言及している点では一致している。

1.1. ウガンダ北部紛争の概要

ウガンダ北部では、1986 年から 2000 年代後半までのおよそ 20 年間、地域紛争が続いた。この紛争の直接的な発端は、現大統領であるヨウェリ・ムセベニ (Yoweri Museveni) が 1986 年に「国民抵抗軍」(National Resistance Army : 以下、NRA) を率いて政権を奪取したことである。首都が陥落すると、アチョリ人⁴である前大統領とその政権の中枢を占めていた軍人は故郷であるウガンダ北部に敗走した。そして彼らを追撃した NRA と民兵たちが、ウガンダ北部に侵攻したことで一般住民を巻き込んだ戦闘が開始された。

紛争が勃発した当初には、ウガンダ北部の人びとは、植民地時代の政策から生じたウガンダ南北の経済的格差や政治的軋轢によって、南部・西部に支持基盤をもつ新政府(以下、政府) に対して懐疑的であった。このため紛争勃発当初には、反政府軍を支持する者も少なくなかった。1980 年代後半に複数存在した反政府勢力は、政府軍に敗北または和平協定を締結したが、1987 年に結成されたアチョリ人の指導者が率いる LRA はそれ以降も勢力を拡大していった。しかし 1990 年代にはいと、LRA に対する人びとの支持は、紛争の長期化にともなう社会生活の疲弊によって徐々に薄れていくと同時に、政府による支配の強化によって表面化されにくいものになっていった。

LRA は人びとに対して殺人、誘拐、性的奴隷化、身体切除、家屋への放火や略奪行為をおこない、誘拐された者は運搬人、兵士そして特に女性は性的奴隷にされた。兵士にされた者は、地域住民を攻撃し、ときに殺害することも強いられた。政府は 1996 年以降、ウガンダ北部の地域住民の約 90% を半強制的に国内避難民キャンプ(以下、キャンプ) に移動させたが、十分な保護を与えず、キャンプはたびたび LRA による襲撃にさらされた。さらに紛争期をとおして、政府軍による虐殺や略奪も繰り返されていた。

2000 年代後半にはいと、LRA による襲撃は次第に減少し、LRA がその拠点を隣国に移すことで、ウガンダ国内における武力紛争は終結した。2010 年代には国内避難民の帰還がほとんど完了し、現在、地域住民は平穏な生活を送っている。

⁴ アチョリは、ウガンダ北部と南スーダン南部を中心に居住する民族集団である。西ナイロート系の言語を話す。

1.2. ウガンダ政府と国際社会による元 LRA 兵士への対応

政府は LRA との戦闘を継続し掃討作戦を実施する一方で、断続的に和平交渉をおこない、LRA に対して武装解除を促してきた。2000 年には、恩赦法（Amnesty Act 2000）を施行して、現政権の樹立以降に政府に対する戦闘あるいは反乱にかかわったウガンダ人に恩赦を与え、恩赦が付与された者は武装闘争のさいに犯した罪によって訴追または処罰されないとした。実際に 2012 年までに 1 万 2,971 人の元 LRA 兵士が恩赦をうけたことが報告されている（Agger 2012）。同法にもとづいて、恩赦委員会（Amnesty Commission）が設立され、恩赦証明書を発行するほか、元 LRA 兵士に対する職業技術訓練や生活補助金の支給をおこなってきた。

一方で政府は 2003 年に、国際刑事裁判所（International Criminal Court：以下、ICC）に対して LRA に関する事態を付託して、ICC は 2005 年に LRA の最高司令官であるジョセフ・コニ（Joseph Kony）以下、5 人の指導者に対して逮捕状を公開した。政府は、LRA との和平交渉において、恩赦法による免罪と ICC による処罰を巧妙な政治的駆け引きの道具としてもちいてきたのである（Refugee Law Project 2005）。ただし少なくとも末端の元兵士に対しては、ムセベニ大統領が「間違っ導かれた人びと」や「子ども」という言葉をもちいて被害者としての側面を強調するとともに（Mauson 2004）、実際には積極的な介入をおこなうことはなく放任しているといえる。

これに対して、積極的に再統合や和解を実現しようとしたのは、北部地域のディアスポラや知識人をふくむ援助組織であった。1997 年には、イギリスに拠点をおくアチョリ人が、地域の安定と和解を実現するために「伝統的」儀礼を実施することを提唱した（Pain 1997）。なかでも重視されたのは「マト・オプト（mato oput）」という木の根を煎じたものを飲む儀礼である。これはアチョリ社会で殺人が起こった場合には、殺人者の親族は死者の親族に対して賠償を支払わなければならないという固有法にもとづいており、賠償の受け渡しが成立したあとに和解を象徴しておこなうものである。つまりここでの理念は、加害者が被害者に罪を告白して賠償を支払うことで、被害者が加害者に赦しを与えて、両者ひいては地域社会の和解が実現するというものであった。

しかし実際には、元兵士に対して賠償を含むマト・オプトが適用された事例はほとんどない。それは誘拐された「子ども」であるという元 LRA 兵士自身の被害者性と、上官の命令が絶対であり本人の意図がないという動機の特特殊性による。そして実際には混乱のなかで殺人がおこなわれたために、多くの場合に直接の加害者と被害者を特定する

ことは不可能であった。そしてだれもが親族のなかに元 LRA 兵士を抱えているという地域社会に共通した状態で、アチョリの人びとは、元兵士に加害者としての経験を語らせようとはしなかった⁵。

2. 地域社会における誘拐という経験

LRA による地域住民への暴力は、1990 年代前半から顕著になっていった。その背景には、スーダン政府による支援がある。スーダン政府は 2005 年まで、敵対する「スーダン人民解放軍」(Sudan People Liberation Army: 以下、SPLA) に対抗するために LRA の軍事力を利用してきた。LRA は SPLA だけでなくダルフルでも、スーダン側の軍隊と共闘しており、スーダン政府は 1990 年前半以降、LRA に対して武器を含む物品を供与し続けてきた (Schmitz 2013: 140)。この時期をさかいに LRA は、頻繁にウガンダ北部で攻撃をおこなうようになり、さらにこの地域に暮らす人びとを誘拐して兵士を補充するようになった。そして人びとは、身を守るために村、町、そしてキャンプのあいだを頻繁に移動することを余儀なくされた。

1996 年以降、政府は、ウガンダ北部の村落地域に暮らす地域住民をキャンプに半強制的に収容した。たとえば 2005 年当時には、グル県内には 53 か所のキャンプがあり、46 万 226 人が暮らしていた (UNOCHA 2005)。一方で、当時の人びとの生活は、キャンプのなかだけに閉じられていたのではない。町に暮らせば、襲撃の脅威は軽減されるが、日常生活のほぼすべてに対して金銭を必要とする状況におかれる。またキャンプに移住したとしても、そこで配給される食料は十分ではなかった。そのために多くの人びとは食糧を確保すべく、村の畑を維持して定期的に収穫に行く必要があった。

わたしが調査をおこなっているグル県の A 準村では、26 家族のうち 7 家族が当時同居していた構成員を誘拐されたことがあり、7 家族で少なくとも 11 人が LRA に誘拐されて従軍した経験をもつ⁶。従軍期間は、数か月から数年とばらつきがあり、戦場での経験の種類も異なる。11 人中 1 人はいまだに消息不明である。帰還した 10 人中 1 人は精

⁵ 詳しくは川口 (2015; 2017) を参照されたし。

⁶ わたしが調査を実施した 2015 年当時、A 準群の世帯数は 70 であった。本論において世帯とは、居住空間と食事を共有するおもに血縁を中心とした集団をさす。これら 70 世帯のうち、42 世帯は 1986 年以降に父親世帯から独立していて、2 世帯は 2010 年以降に他地域からの移入してきたものである。よって紛争下では、26 世帯のみが生活空間や食事を共有していた。本論では、この 26 世帯を「家族」と呼ぶ。

神障害を患っているため家族に養われており、もう 1 人は足に障害を負って農作業などの生業活動に支障をきたしている。ただしこの 2 人や家族が、従軍経験から家族や隣人に排除されている様子はまったくくない。残り 8 人は、すべて配偶者をえて家族をもち、自立的に生計をたてている。ただし従軍期間が長いほど、戦場での経験が多岐にわたり LRA 内での階級も高くなる可能性が高いために、一般の人びとから恐れられる傾向があることは否めない。

一方で LRA による襲撃をうけて誘拐された経験をもつ人数は、11 人ととどまらない。11 人という数は、誘拐されたあとに LRA によって選別され従軍させられた人の数である。まず LRA は家畜や農作物、家財道具などを略奪し、それらを運ぶためにたくさんの人びとを一時的に誘拐した。このために誘拐されても略奪物を目的地に運んだあとに解放された人びとの数は、従軍させられた人びとの数よりも極めて多い。すなわち、誘拐されれば必ず従軍させられるわけではない一方で、襲撃と誘拐は村のなかで一般的に共有される経験であった。誘拐の日常化は人びとを疲弊させると同時に、ときに恐怖を超越させるほどでさえあった。

たとえば現在 60 代の男性は、「わたしが隣人と一緒にいるときに、LRA がやってきた。そのとき隣人は、誘拐されて解放されたばかりだった。LRA は、わたしたちに向かって『立て』と言ったが、隣人は立たなかった。隣人は、『わたしの足は壊れてしまった。わたしは疲れた。わたしはいやだ。殺せ。殺せ。』と言った。LRA はわたしたちをおいて行ってしまった」と語った。誘拐されるかどうかは、性別や年齢など、LRA にとって襲撃先に居合わせた人物が有用であるか、少なくとも略奪物を運ぶことができるかどうかによって左右される。さらには、上記の事例からもわかるようにそのときどきの兵士の判断にゆだねられる。

そして誘拐された人びとは、1 日～数週間ほど拘束されて略奪物を目的地に運搬させられたあとに、LRA による選別をうける。目的地にたどり着くまでに、ひとり、またひとりと解放されていくこともある。この選別のときに、だれが解放されてだれが従軍させられるかが決まる。解放された者が残留を言い渡された者を救うすべはない。従軍させられた人びとは、ほかに選択肢がないなかで、家族や友人、隣人に「見捨てられた」人びとでもあるといえる。

3. 元反政府軍兵士の従軍経験と困難への対処

本節では、2000年～2003年のあいだにLRAに従軍した若者Xの語りをもとに、まず誘拐、従軍と帰還の経験について記述する。そしてXが地域社会のなかでふつうに暮らしている現在においてもなお立ち現れ続ける、従軍経験があるゆえの困難とそれへの対処のやり方を記述する。

3.1. 従軍と帰還後の経験

Xは、1988年にA準村で生まれた。1990年代にはいると戦闘が激化したために、父と母、父方の祖母、および兄姉妹とともにたびたび町に移住しては、数週間から数か月間を過ごして、LRAによる襲撃が減少すると村に戻っていた。彼は村と町の両方で、小学校に通い、彼が誘拐された2000年には3年生になっていた。

彼はキャッサバを取りに行くよう言いつけられて、町から自転車で村に戻った。彼の家にたどり着くまでには、車が走る道路から細い道を入れていかなければならない。見通しの悪い曲がり角を過ぎると、LRA兵士の列が彼の目に入った。彼は自転車を捨てて一目散に走って藪のなかに身を隠したが、すぐに見つかってしまった。LRA兵士はすでに何十人もの村人を捕まえていて、そのなかには隣人の親子も混じっていた。銃剣をもった兵士が彼を押さえつけて、名前と出身地を聞いたが、彼はその兵士に対してうそを答えた。兵士が隣人に真偽をたじたところ、隣人は彼の本当の名前を告げてしまった。この極限的状況での「裏切り」によって、彼は兵士によって滅多打ちに殴られた。そのあと、LRAの駐屯地まで歩いていく途中で氾濫した川があったのだが、彼は体が小さかったために今にも流されそうになった。そのとき、彼より年上だった隣人の息子が、彼の腕を強く握って、彼を助けてくれた。彼は現在でもこの出来事を忘れておらず、命の恩人であると感謝している。駐屯地に着くと、選別がおこなわれた。横一列に並べられた人びとに対して、LRA兵士は、ひとりひとり解放か残留かを言い渡していった。彼は自分に残留が言い渡されたのを聞くと、声を上げて泣いた。しかしLRA兵士に黙らなければ殺すと言われて、黙った。

LRAは従軍してすぐの新入りに貴重な銃を与えない。新入りは運搬人として使役されながら、残忍な方法で人を殺すことを強要されて兵士としての能力を問われる。彼はこの時期に、人を斧で殴り殺すことを強いられた。1年が経つころに、彼は一人前の兵士として認められて銃を与えられ前線で戦うようになり、2年が経つと襲撃計画のため

の重要な役割を担うようになる。

2003年12月、彼は、LRAが襲撃に失敗して近くに上官がいなくなったときを機に脱走した。彼は政府軍に保護されたあと、NGOが運営する帰還兵士の復帰支援所に移送された。彼はそこで、LRA内部で出会った友人と再会して、無事を喜びあった。彼は復帰支援所で生活したあと、町の郊外に移住していた家族のもとに戻った。彼が従軍しておこなったことを語ると、父親と祖母は、それぞれが「それは戦場でのことなのだから、忘れなさい」と言ったという。彼はLRAによる再度の襲撃を恐れて町に住む母方おばの家に居候して小学校に通い始めたが、学校になじむことができずに退学した。

2006年になると、彼はキャンプで両親とともに暮らすようになったが、このころから悪夢にさいなまれる日々が続くようになった。母方おばが、呪医のところに行ってヤギを供儀して浄化儀礼をおこなうように言ったが、彼は拒絶した。2008年に、彼の家族はキャンプから村に戻ったが、彼は村で襲撃されることを恐れて、キャンプに残り続けた。そのあと、彼は徐々に村が危険ではないことを確認して、2010年ごろから村で寝起きするようになった。

彼は、2012年に配偶者をえて、ふたりの子どもに恵まれている。誘拐の舞台になった村で、父親から土地を譲り受けて、畑を耕して生計をたててもいる。配偶者をえる、子どもをもつ、畑を所有するといった社会環境の変化は、明示的に大人と子どもをわけるといって通過儀礼をもたないアチョリ社会において、周囲から大人として扱われるための諸条件である。彼は、現在、家族や社会の構成員としての役割を果たし、平穏な日常を生きているのである。

3.2. 困難と対処

彼は地域社会での日常に戻ってはいるが、彼は固有法にもとづいた賠償をへて従軍時の行為を清算したわけではなく、従軍経験を過去のこととして忘却してもいない。彼は、現在でも悪夢にうなされることがあるというが、それは自分が殺した者の死霊 (*cen*)⁷ によってもたらされるのだと認識している。以下では、身体の不調を引き起こす死霊を

⁷ p'Bitek (1971: 108)は *cen* を復讐の亡霊 (*vengeance ghost*) としている。*cen* には多様な説明がなされるが、本論で言及される *cen* は、殺害された者の死霊であり、その死が固有法によって賠償され適切に弔われない限り、殺人者とその父方親族、さらには弔いをしない自分の父方親族にも災いをもたらす。*cen* は、ときに彷徨い、無関係の者にも憑りつくこともある。

めぐって、彼がどのような基準で対処の方法を取捨選択し、なにを実践しているのかについて示す。具体的には、日常会話のなかで聞かれた（１）暴力の経験、（２）死霊に対処しうるもの、そして（３）死霊に対峙する態度、に関する彼の語りについて記述し、それに説明を加える。

（１）暴力の経験

家のなかで盗難があり、その嫌疑が子どもたちにかけていた。Xは自分が子どもだったころと比較しながら、最近の親が子どもを甘やかしていると批判した。そしてLRA内部の規律を評価する発言をしたあと、それを打ち消すようにLRAに従軍させられた当初の経験を語り始めた。

「新入りは、人の殺し方なんて知らない。でもLRAに赦し (*kija*) はない。人を捕まえたなら手足をしばってブッシュにほうり捨てる。兵士みんな死ぬまでそいつを踏むんだ。頭を斧で何度も殴るんだ。頭からドウオンと脳がこぼれ落ちる。目がデーンと地面に落ちる。知ってるか？目玉ってこんなに大きいんだ。目玉が落ちて穴しか残らない。オマエ、見たことあるか？脳がたれて目がない人を。オレもそうやって人を殺した。こうやって・・・でもすべて命令だったんだ。オレはやりたくてやったんじゃない。あんな死体を見たら、人は気が狂うよ。もし見たら走って逃げるよ。」(2015年5月30日)

（２）死霊に対処しうるもの

Xが、人びとが泥棒を集団リンチしているところを目撃して、わたしと10代の甥2人にその様子を話していたときだった。わたしが「泥棒でも殺してはいけないのではないか」と言うと、彼は「泥棒に死霊はない」と言い出して、以下のように続けた。

「銃で殺された者の死霊はない。もし銃で撃てば、人は遠くで倒れる。そのときに死霊が向かってきても、もう一度かまえて『行け！』と叫べたら、逃げていく。でも殴り殺された者の死霊は、いつまでも殺した者を追いかけてくる。それでも銃をもっていれば、どんな死霊もよってこない。薬莢は兄の妻にも効いた。それでもオレは人殺しが怖い。死霊は怖い。」(2016年9月23日)

(3) 死霊と対峙する態度

X とわたしが調査で撮影した死霊に関する儀礼の映像を見ていた。彼は、「死霊は戦場で暮らした子どもをつかまえるだろうか」と心配そうに言うので、わたしは「子どもたちは上官の命令に従っただけだ。首長もそう言っている。」と返答した。そのあと、彼は以下のように語った。

「死霊は、強い肝 (*cwiny matek*) をもつ者のところには来ない。(中略) オレが死霊のことばを聞かなければ、死霊は去る。だからオレは呪医の言うことを聞かない。呪医は死霊のことばを言う。だから呪医の言うことを聞くのは、死霊の言うことを聞くことと同じだ。(中略) 死霊に赦し (*kija*) はない。自分にも赦しがないことを示さなければ、あとからあとから死霊がやってくる。呪医の言うとおりに、死霊が望むものを差し出していたら、貧乏になるだけだ。財産すべてがなくなる。フッ。」(2015年9月9日)

まず(1)から、銃を与えられていなかったときの殺人が、彼に鮮烈な印象を残していることがわかる。彼はこの語りの途中で、指を使って目玉の大きさを表現したり、斧を振り下ろすふりをしたりしたあと、頭を抱えてうつむいた。この経験は、彼にとって(2)で言及される銃による殺人とは異なるものであったといえる。これは、彼の目に焼きつきその手に感触が残る直接的に身体を介した経験であったと同時に、従軍生活に慣れる前の恐怖に満ちた経験でもあった。彼はこの経験を参照することで、悪夢の原因を死霊であると認識している。

(2)では、彼は薬莢が銃の代替として死霊を遠ざける効果があると認識している。紛争期には、人びとの生活領域が戦場になっていたために、現在でも地面のなかに銃撃戦の残骸である薬莢が散らばっている。彼は自分の小屋の入り口の下に薬莢を埋めていて、薬莢があれば死霊は小屋のなかに入ってこないとも言った。彼にとっての銃は、相手を攻撃する単なる武器ではない。銃は新入りには与えられず、従軍することに慣れて戦場で戦うことができると判断された者にのみ与えられた。つまり彼は、銃を一人前の「強い」LRA兵士を象徴するものとして捉えている。

そして、薬莢の効果は彼によってのみ認識されているのではない。(2)が語られる1年ほど前にXの兄の妻が身体の不調を訴えた。その症状は、急に奇声をあげながら走り出すというものであり、そのあと徐々に衰弱していった。家族は彼女が紛争による死

霊に憑りつかれたのだとみなして、彼女の首に薬莢をまいた。すると、彼女の症状はすぐに改善し、それ以前と同じ生活を送ることができるようになった。薬莢をもちいた死霊への対抗は、従軍経験をもつ彼だけでなく、人びとに共有されたものなのである。そして彼は彼女の身体の不調が薬莢によって治癒されたことをとおして、薬莢は死霊に対抗する効果があると再認識している。ただし、語りの最後では、死霊への恐怖を吐露している。このときの彼は声をくもらせ、うつむいた。そして、周りにいた甥たちも黙り込んだ。

(3)では、彼みずからが死霊と対峙する様子を語っている。彼は(1)での経験を、人の気を狂わせるものとした一方で、(3)では「強い肝」、日本語でいうところの強い心をもっていたことで、自分は気が狂わなかったとした。また赦しのない死霊に対して、みずからも同等の態度をとって対抗しようとしている姿をみることができる。そして儀礼を受けないという選択は、「死霊に従わない」ことであると同時に、儀礼よりも実際の日常生活を優先させるものでもある。このような態度をとおして、(2)にあるような死霊への恐怖をかかえて、みずからが死霊につきまといわれていることを受け入れながらも、その声に耳を傾けないことで死霊に促まされまいと葛藤している様子を見ることができる。

彼はこのふたつの実践をとおして、現在の生活のなかで身体に起こっている現象について、みずからの従軍経験を参照して対処していることがわかる。彼は、過去の経験と現在の日常生活にもとづいた主体的な判断によって身に起こる現象と対峙している。

4. おわりに

誘拐された兵士は紛争による剥き出しの暴力にさらされた被害者であると同時に、その暴力行為に加担する加害者であるといわれ、その兵士たちの一部は18歳未満の子どもであった。それは事実として正しく、また国際社会が協力して取り組むべき問題である。しかし紛争後の日常生活を生きる元兵士に対して、そのまま被害者あるいは加害者という後付けのラベルを付与することは適切ではない。そして紛争が終結して10年を経とうとしている現在、人びとは元兵士を排除することなく暮らしている。

この平穏な社会関係をつくる第一の源泉は、地域社会の人びとが紛争下における誘拐の経験を共有していることにある。さらに個別の経験として、人びとは凶らずも裏切る／裏切られる、あるいは見捨てる／見捨てられるという状況を共有している。同様に誘

拐されながら従軍させられなかったものは、元兵士に対して謝罪することはないが、ぬぐい切れない「うしろめたさ」をおぼえる。また元兵士は仕方ないとわかっているにもかかわらず、裏切られ見捨てられた経験を忘れることはない。この小さなわだかまりが、誘拐や従軍の経験が日常的に言語化されない状況をつくりだしているのであり、それによって地域社会の平静は維持されている。

元兵士である X は、戦場での暴力的で凄惨な経験にとらわれずに暮らしているわけではない。彼はみずからの行為を忘却しておらず、身体にも異常が起こっている。そうではあるが、本論でみられた彼の主体的な困難への対処を見過ごすことはできない。彼はまず、異常の原因を死霊であると特定し、従軍経験を参照することで対処法を見つけだす。そして、その方法が地域社会のなかで共有され効果があることを確認しながら、困難に屈することなく対峙することを選択している。そこにおいて彼は、従軍経験を切り離すべきものではなく戦場を生きて習得した知識として、身体に起こる現象に意味づけし応答するためにもちいている。ただし彼は、閉ざされた過去の従軍経験に引きこもっているわけではない。そのことは地域社会の人びとの認識に関心を向け、かつ経済状況を含めた生活の優先順位を考慮して、困難への対処法を選択していることからわかるはずである。すなわち彼は、過去とともに地域社会のなかでの現在を生き、主体的な判断と実践で未来を切り拓こうとしているのである。

謝 辞

本研究は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題名「紛争後社会における人々の和解と平和構築に関する研究：ウガンダ北部アチョリを事例に」、研究課題番号 13J02856、2013 年度－2015 年度）、松下幸之助記念財団研究助成（課題名「国際刑事裁判所に対する地域住民の応答と移行期司法の展開：ウガンダ北部紛争を事例に」、助成番号 16-200、2016 年 10 月－2017 年 9 月）ならびに日本学術振興会二国間交流事業オープンパートナーシップ共同研究（課題名「ウガンダにおける「家族」の多様化と再編力についての研究：格差に対抗する潜在力分析」、代表：椎野若菜、2016 年度－2017 年度）によって実現した。そして、社交的で知己にとんだ X の協力によって、わたしは調査を続けることができた。彼が生きてきた経験に敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

参考文献

- 市川ひろみ. 2009. 「戦後の子ども」 初瀬龍平・松田哲・戸田真紀子 (編) 『国際関係のなかの子ども』 東京：御茶の水書房. pp122-134.
- 小田博志・福武慎太郎. 2015. 「〈生きる場〉と地域研究からの平和論」 『平和研究』 44, pp i-xiii.
- 川口博子. 2015. 「紛争による死をめぐる真実の相貌—ウガンダ北部アリヨリ社会における紛争経験への日常的対応—」 『平和研究』 44, pp99-117.
- _____ 2017. 「ウガンダ北部紛争をめぐる国際刑事裁判所の活動と地域住民の応答」 『アフリカレポート』 55, pp36-46.
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/Africa/2017_12.html (2017年12月3日最終確認)
- 栗本英世. 2011. 「コミュニティから平和を創る—南部スーダンの現場から—」 藤原帰一・大芝亮・山田哲也 (編) 『平和構築・入門』. 東京, 雄山閣. pp126-150.
- Agger, K. 2012. *The End of Amnesty in Uganda: Implications for LRA Defection*.
<https://enoughproject.org/files/GuluDispatch.pdf> (2017年12月3日最終確認)
- Allen, T. & M. Schomerus. 2006. *HARD HOMECOMING: LESSONS LEARNED FROM THE RECEPTION CENTER PROCESS IN NORTHERN UGANDA*. Washington DC, Management Systems International Corporate Offices.
http://eprints.lse.ac.uk/28888/1/_lse.ac.uk_storage_LIBRARY_Secondary_libfile_shared_repository_Content_Schomerus%2C%20M_Hard%20homecoming_Schomerus_Hard%20homecoming_2014.pdf (2017年12月3日最終確認)
- Coalition to Stop the Use of Child Soldiers (CSUCS). 2008. *Child Soldiers: Global Report 2008*. London, Bell and Bain.
https://www.hrw.org/legacy/pub/2008/children/Child_Soldiers_Global_Report_Summary.pdf (2017年12月3日最終確認)
- Mawson, A. 2004. "Children, Impunity and Justice: Some Dilemmas from Northern Uganda," In Boyden. jo and Berry. de. Joanna eds., *Children and Youth on the Front Line: Ethnography, Armed, Conflict and Displacement*. New York, Bergbavn Books. pp130-144.

- Mergelsberg, B. 2010. "Between Two Worlds: Former LRA Soldiers in Northern Uganda," In Tim Allen. and Koen Vlassenroot, eds., *The Lord's Resistance Army: Myth and Reality*. London, Zed Books. pp156-176.
- Pain, D. 1997. "*The Bending of Spears*" : *Producing Consensus for Peace & Development in Northern Uganda*. [http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/\(httpEnvelopes\)/6075BFD355C0D7F5C1257A000048EB23?OpenDocument](http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/(httpEnvelopes)/6075BFD355C0D7F5C1257A000048EB23?OpenDocument) (2017年12月3日最終確認)
- p'Bitek, O. 1971. *Religion of Central Luo*, Nairobi: Kenya Literature Bureau.
- Refugee Law Project. 2005. *Whose Justice?: Perception of Uganda's Amnesty Act 2000: The Potential for Conflict Resolution and Long-Term Reconciliation*, Refugee Law Project Working Paper, 15.
- Schmitz, H. 2013. "Rebels Without a Cause? Transnational Diffusion and the Lord's Resistance Army (LRA), 1986-2011", In Jeffrey T. Checkel, ed, *TRANSNATIONAL DYNAMICS OF CIVIL WAR*. New York, Cambridge University Press, pp120-148.
- UNICEF. 2002. *UNICEF calls for release of child soldiers by LRA*. <https://www.unicef.org/newsline/02pr06lra.htm> (2017年12月3日最終確認)
- UNOCHA. 2005. *Gulu – IDP Camps Distribution and Population*. Code no. IDPGULU200507.